

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」 の議論のとりまとめに当たって

平成 27 年 2 月 10 日
全 国 知 事 会

今般、国と地方三団体の協議において示された「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」においては、平成29年度以降、毎年約3,400億円の公費を国保に投入すること、資格管理・保険給付を引き続き市町村が担うこと、今後も医療費の伸びが見込まれる中、持続可能な国保制度の堅持に向けて地方からの提案についても引き続き議論すること、さらには、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう所要の措置を講じることが記載されたところである。

これについては、全国知事会の主張に照らし十分とは言えないながらも、将来にわたり国保の持続可能性を担保するための制度的措置が法律に明記される見通しとなった点で、前進があったと捉えている。

これらのことを総合的に勘案し、知事会として、今般の国保改革の実施に向けた具体的取組に参画することとし、改めて、医療保険制度の全国レベルでの一元化も見据えながら、国及び市町村をはじめ関係機関と議論を進めていくこととする。

については、これまでの協議の議論のとりまとめに当たり、具体的な制度設計や残された課題の解決の方策等、今後の協議の進め方について下記のとおり提言を行うので、国は、新たに国保運営の責任の一翼を担うこととなる都道府県の意見を十分に踏まえながら、真に国民のためになる持続可能な国保制度の構築に向けて真摯に取り組むよう、強く要請する。

記

1 財政基盤の強化について

- ① 国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。
- ② ①を踏まえ、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、財政安定化基金の積立完了後に生ずる国費の活用の方策の早期検討をはじめ、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

その際、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。

2 運営のあり方の見直しについて

- ① 分賦金（仮称）の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項及び都道府県が定めることとなる国保運営方針については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。
- ② 市町村が担う事務の効率化や共同処理の推進等、保険給付等における都道府県の関与のあり方については、真に制度の安定的な運営や住民の利便性確保に資するものとする。

なお、今後、役割分担のあり方も含め国保制度全般について検討を行うとしていることについては、役割分担の見直しを前提とせず、新たな制度の実施状況を十分に検証した上で、必要に応じて事務運営の改善を図ることを基本とすること。

3 今後のスケジュール等について

平成30年度からの新たな制度開始に向けた詳細な行程表と検討課題を早期に提示すること。

また、新たな制度が国民の理解の下で円滑に実施できるよう、一般の国保改革の内容や改革に期待される効果等について、国民に対して的確に周知を図るとともに、地方に対して丁寧に説明すること。